

防府市協働事業提案制度実施要綱

平成29年2月2日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市参画及び協働の推進に関する条例（平成24年防府市条例第31号）第17条の規定に基づき創設した防府市協働事業提案制度の実施について必要な事項を定め、防府市（以下「市」という。）及び市民等が多様化・複雑化する地域課題や社会的課題等について、ともに考え、協働して効果的に解決していくことを目的とする。

(協働事業の種別)

第2条 本制度に基づき市と市民等が協働して実施する事業（以下「協働事業」という。）の種別は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案型協働事業 地域課題や社会的課題の解決を図るため、市民等からテーマや企画の提案、事業計画を公募するもの
- (2) 行政提案型協働事業 地域課題や社会的課題の解決を図るため、市がテーマや企画を提案し、市民等から事業計画を公募するもの

(提案者の要件)

第3条 協働事業の提案をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に事務所又は活動場所があること。
- (2) 3人以上で構成された組織で、責任の所在が明確であること。
- (3) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等を定めていること。
- (4) 適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること。
- (5) 原則として1年以上継続して活動していること。

(対象となる事業)

第4条 協働事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で実施される公益的な事業であり、地域課題や社会的課題等について、協働事業を提案しようとする団体（以下「提案団体」という。）と市が協働して実施することにより、その解決に

つながる事業であること。

(2) 市民サービスの向上が図られ、具体的な効果、成果等が期待できる事業であること。

(3) 役割分担が明確かつ妥当であり、提案団体と市が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。

(4) 提案団体の特性（先駆性、専門性、柔軟性等）を活かした事業であること。

(5) 予算の見積り等が適正であること。

2 前項の規定にかかわらず、協働事業が次の各号のいずれかに該当するときは、本制度の対象外とする。

(1) 営利を目的とするもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 政治、宗教又は選挙に関する活動を目的とするもの

(4) 施設等の建設又は整備を目的とするもの

(5) 法令、条例等に違反するもの

(6) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

(7) 市から他の補助、助成等の資金援助を受けているもの

(実施期間)

第5条 協働事業の実施期間は、原則として単年度とする。ただし、市長が継続して実施することが必要と認めるときは、3年度を上限として継続して実施することができる。

2 前項の規定により事業の継続を希望する団体は、毎年度、第9条に定める書類を市長に提出し、第11条に規定する審査を受けなければならない。

(担当課の決定)

第6条 市民提案型協働事業の提案団体は、防府市協働事業提案概要書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、速やかに当該提案事業を担当する課を定めるものとする。

(提案に向けた協議)

第7条 前条第2項の規定による担当課および行政提案型協働事業のテーマ等を提示した担当課（以下これらを「事業担当課」という。）は、提案団体と協議を行い、提案に向けた調整を行うものとする。

2 地域振興課は、前項の協議及び調整について必要な支援を行うものとする。

（協働事業の募集及び周知方法）

第8条 事業の募集は、市長が申込期間を定めて行うものとする。

2 前項の申込期間は、2週間以上とする。

3 第1項の募集に係る周知方法は、市の広報紙及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法とする。

（事業の提案）

第9条 提案団体は、次に掲げる書類を指定する期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 防府市協働事業提案書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体概要書（第4号様式）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに類するもの
- (5) 役員名簿
- (6) 提案団体の活動状況を示す資料
- (7) 提案団体の経営状況を示す資料
- (8) その他市長が必要と認める書類

（提案の事業化に向けた協議）

第10条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、速やかに事業担当課へ通知するものとする。

2 事業担当課は、前条の規定に基づく提案を行った団体（以下、「協働団体」という。）と協議を行い、提案の事業化に向けた調整を行うものとする。

3 地域振興課は、前項の協議及び調整について必要な支援を行うものとする。

4 市長は、第2項に規定する協議の結果、当該協働事業が第4条に

規定する要件に該当しないと認めるときは、協働団体に対して防府市協働事業却下通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（事業の審査）

第11条 市長は、前条の規定に基づき協議及び調整がなされた事業（以下「提案事業」という。）について、別に定める防府市協働事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）の審査に付すものとする。

2 推進委員会は、協働団体及び事業担当課が参加する提案事業の公開プレゼンテーションを実施するものとする。

3 推進委員会は、提案事業の採択の適否、採択のために必要な条件等を委員の協議により決定し、市長に報告するものとする。

4 審査に関し必要な事項は、推進委員会において別に定める。

（事業の決定及び公表）

第12条 市長は、前条第3項の規定による報告を基に協働事業候補の採択又は不採択の決定を行い、協働団体に防府市協働事業候補採択・不採択通知書（第6号様式）により通知するとともに、当該決定について市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法で公表するものとする。

2 前項の規定により、協働事業候補として採択された提案事業は、当該事業にかかる予算の成立をもって正式に事業化が決定するものとする。

3 市長は、協働事業の実施について必要な条件を付すことができる。

4 協働団体は、前項の条件に沿って事業を実施できないと判断したときは、提案を取り下げることができる。

（事業の実施に向けた協議）

第13条 事業担当課は、提案事業が前条の規定により協働事業候補として採択された協働団体と協議を行い、当該事業の実施に向けた調整を行うものとする。

2 地域振興課は、前項の協議について必要な支援を行うものとする。

（協定書の締結）

第14条 市長は、協働団体と協働して事業を実施するにあたっては、

協定書を締結するものとする。

- 2 前項の場合において、協働団体及び事業担当課は、当該協定書の内容に基づき、協働事業を誠実に実施するものとする。

(事業の中止又は変更)

第 15 条 事業の中止又は変更は、協働団体と事業担当課との協議により決定するものとする。

- 2 協働団体は、前項の協議により協働事業の中止又は変更を決定したときは、防府市協働事業（中止・変更）申請書（第 7 号様式）を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その可否を書面にて協働団体に通知するものとする。

(事業実施中の協議)

第 16 条 協働団体及び事業担当課は、協働事業実施期間中において、必要に応じて事業の進捗状況について協議を行うものとする。

(経費負担)

第 17 条 市長は、別表第 1 に定める経費のうち、必要と認める額を負担する。

- 2 市民提案型協働事業に対して市が負担する経費の上限額は、1 事業につき 50 万円とする。

- 3 行政提案型協働事業に対して市が負担する経費の上限額は、その都度、市が提示する。

(備付帳簿等)

第 18 条 協働団体は、事業に係る必要な帳簿、領収書その他の事業の経費負担が確認できる書類を事業実施年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(報告書等の提出)

第 19 条 協働団体は、事業完了後 1 か月以内に、防府市協働事業完了報告書（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 防府市協働事業収支報告書（第 9 号様式）

(2) その他市長が必要と認めるもの

(事業評価)

第20条 前条に規定する報告書の提出後、協働団体及び事業担当課は、それぞれ自己評価を行い、自己評価シート（第10号様式）を作成するものとする。

2 協働団体及び事業担当課は、前項の自己評価シートを持ち寄り、協働事業の相互評価に向けて協議し、相互評価シート（第11号様式）を作成するものとする。

3 地域振興課は、前項の協議について必要な支援を行うものとする。

4 協働団体及び事業担当課は、第1項及び第2項の規定により作成した自己評価シート及び相互評価シートの写しを市長に提出するものとする。

(事業報告会)

第21条 市長は、協働事業の協働団体及び事業担当課による事業報告会を公開で実施するものとする。

2 前項の事業報告会には、協働団体及び事業担当課の職員がそれぞれ1人以上出席し、事業の報告を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業報告会に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(第三者評価と公表)

第22条 推進委員会は、協働事業について評価を行い、意見書（第12号様式）を作成し、協働団体及び事業担当課へ交付するものとする。

2 前項の意見書は、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法で公表するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (対象経費)

費 目	内 容
1 賃金	アルバイトスタッフが業務に従事した場合の賃金等
2 報償費	事業を実施するための役務に対して支払う経費
3 旅費 (交通費)	事業を実施するために必要な交通費等
4 消耗品費	事業に直接必要とされる用紙・文具等の購入費
5 印刷製本費	ポスター、パンフレット、資料等の複写費・印刷費等
6 光熱水費	事業を実施するために必要な光熱水費
7 通信運搬費	郵便料(切手・はがき)等 ※団体の電話料金、インターネット使用料は除く
8 広告料	事業実施の告知等を新聞・雑誌等へ広告するための費用
9 保険料	講師、ボランティアスタッフやイベント参加者のための保険料
10 委託料	会場の設営など事業の一部を他に委託するための費用
11 使用料及び 賃借料	会場使用料、車両・物品等の借料・リース料
12 備品購入費	事業を実施するために必要な備品(事業以外に転用できる家電製品等は除く)の購入に係る費用

		※原則としてリース対応が困難又は著しく不利益な場合
13	その他	対象外経費以外で特に必要と認める経費

別表第2（対象外経費）

費目	内容
1	食料費 飲食に係る費用
2	団体の経常経費 団体の経常的な活動に要する経費に該当するもの (人件費、事務所家賃、光熱水費、修繕費、加入団体への負担金等)
3	その他 領収書が無い等支出の根拠が確認できない経費 社会通念上、適切でないと認められる経費など

防府市 協働事業提案書 【市民提案型 ・ 行政提案型】

事業の名称	
団体名	
継続の希望	<input type="checkbox"/> 協働による事業継続を希望する <input type="checkbox"/> 協働による事業継続を希望しない

※必要に応じて別紙（様式自由）を添付してください。

1. 目的・必要性

--

2. 事業内容

事業対象 (想定地域・想定人数など)	
具体的な事業内容・手法 (目的達成のために行うこと)	
目標・成果	
団体にとってのメリット	
行政にとってのメリット	
市民にとってのメリット	

役割分担	市の役割	
	団体の役割	
運営体制 (実施人数)		
事業実施スケジュール (時期、内容)		
総事業費 ※事業費の詳細は別紙「収支予算書」にて提示してください。		

3. 事業PR (提案事業に関するアピールを自由に記載してください)

第3号様式

収支予算書

<収入>

(単位:円)

科目	予算額	内訳等
団体負担金		
防府市負担金		
事業収入(見込額)		
合計		

<支出> ※科目の記載は実状に応じて記載してください

(単位:円)

科目	予算額	内訳等
賃金		
報償費		
旅費交通費		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
通信運搬費		
広告料		
保険料		
委託料		
使用料		
備品購入費		
合計		

団体概要書

(年 月 日時点)

団体名			
所在地	〒		
代表者名			
連絡先	担当者名		
	TEL		FAX
	E-mail		
設立年月日	年 月 日		
会員数			
団体の活動目的			
主な活動			
主な活動場所			
これまでに助成金や委託を受けた実績			

第5号様式

第 号

年 月 日

様

防府市長

防府市協働事業却下通知書

月 日付けで提案された事業につきましては、次のとおり決定されましたので、防府市協働事業提案制度実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

事業名	
却下理由	
備考	

第6号様式

第 号

年 月 日

様

防府市長

防府市協働事業候補採択・不採択通知書

月 日付けで提案された事業につきましては、次のとおり決定されましたので、防府市協働事業提案制度実施要綱第12条の規定に基づき通知します。

事業名		
結果	1 採択	(協働事業担当課名)
	2 不採択	(理由)
備考		

第7号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

団体名
代表者名

防府市協働事業（中止・変更）申請書

月 日付けで協定書を締結した協働事業について、次のとおり事業の（中止・変更）を行いたく、防府市協働事業提案制度実施要綱第15条の規定に基づき申請します。

事業名	
中止	(中止理由) ※必要に応じて資料を添付すること
変更	(変更理由) ※必要に応じて資料を添付すること
	(変更内容) ※必要に応じて資料を添付すること

(宛先) 防府市長

団体名
代表者名

防府市協働事業完了報告書

月 日付け 第 号にて採択された事業が完了しましたので、防府市協働事業提案制度実施要綱第19条の規定に基づき、次の通り報告します。

1 協働事業の成果

事業名	
事業費総額	円
事業期間	
事業内容 (具体的に)	

<p>目的の達成度</p>	<p>(当初計画した事業の目的は達成できたか。完遂出来なかった場合は達成度とその理由)</p>
<p>市民満足度</p>	<p>(事業によって市民にどのような利益があったか。)</p>
<p>協働の相乗効果</p>	<p>(協働で取り組んだことで、より高い事業効果が得られたか。) ※例えば事業への関心が高まった、住民の協力を得られた、活動の認知度が上がったなどの事象についての具体的事例、指標などを記載</p>
<p>継続の必要性</p>	<p>(来年度以降も協働で事業を行う必要があるか。具体的な理由を記載。)</p>
<p>その他</p>	<p>(事業内容に関連して報告したいこと、アピールしたいこと等。)</p>

2 添付書類

- (1) 防府市協働事業収支報告書 (第9号様式)
- (2) その他、市長が必要と認めるもの

防府市協働事業収支報告書

<収入>

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	内 訳 等
団体負担金				
防府市負担金				
事業収入(見込額)				
合 計				

<支出>

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	内 訳 等
賃金				
報償費				
旅費交通費				
消耗品費				
印刷製本費				
光熱水費				
通信運搬費				
広告料				
保険料				
委託料				
使用料				
備品購入費				
合 計				

<差引収支>

(収 入)

(支 出)

—

自己評価シート

事業名	
-----	--

記入団体・担当課	<input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 行政
----------	--

◎ 次の各項目について、自己評価を5段階で記入し、その他欄や今後の具体的な展開もご記入ください。

【評価点（5段階）の参考基準】 「十分にできた」：5 「まあまあできた」：4 「どちらともいえない」：3 「あまりできなかった」：2 「できなかった」：1
--

1. 「協働のプロセス・効果」に関する自己評価

No.	評価項目	評価 (5段階)	評価の理由や補足など
1	事業目的や解決すべき課題を共有しながら事業を進めることができたか。		
2	お互いの役割分担は適切でそれぞれが役割と責任を果たせたか。		
3	単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか。		
4	提案者の持つ特性を發揮できたか。		
5	対等な立場で協力して事業を行えたか。		

2. 「事業の成果」に関する自己評価

No.	評価項目	評価 (5段階)	評価の理由や補足など
1	地域課題・社会的課題の解決につながったか。		
2	事業スケジュールに問題はなかったか。		
3	市民サービスの向上や事業の効果は得られたか。		
4	事業の実施方法や手法はどうだったか。		
5	効率的なコストで事業運営はできたか。		

3. その他、反省点・今後の課題やその改善方法など

--

評価委員会の意見

事業名	
-----	--

団体名		担当課名	
-----	--	------	--

1. 良かった点（さらに伸ばして欲しい点）

※事業の良い点・他事業にも参考にして欲しい点など

2. 課題点、改善点、今後に向けた助言など

※ 改善して欲しい点や今後の事業展開に向けたアドバイスなど